

第3回岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械

器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和5年10月23日（月） 午前10時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D

3 出席者

公益代表委員 : 3人
労働者側委員 : 2人（欠席1人）
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

特定最低賃金金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金金額審議について

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

前回提示額から4円引き下げた44円を再提示する。

岡山は、労働者数・生産額・出荷額において、瀬戸内6県（兵庫・岡山・広島・山口・香川・愛媛）の中で3番目であるが、電機の最賃額は最下位である。

すそ野が広い産業であり物価上昇の影響も受けることから、魅力ある産業にするには、賃上げによる格差是正が必要である。

全会一致を目指し、歩み寄りを図りたい。

【使用者側の意見要旨】

前回提示額から 10 円引き上げた 40 円を再提示する。

瀬戸内 6 県を中心とした状況を考慮して検討している。

将来的に県最賃に一本化することも視野に入れ、県最賃の引き上げ額以上に電気最賃を引き上げるのは、格差が広がるため、その点も考慮していきたい。

電気最賃を引き上げることにより、未満率が更に高まること、また最悪の場合、企業が立ち行かなくなることも考えられ、労働者の働く場がなくなることも懸念される。

公益より労使双方の歩み寄りにより、かなり金額が縮まったが、いまだ 4 円差があるため、再度労使で協議できないか尋ねたところ、労使協議の意向が示され、協議の結果、以下の意見が述べられた。

【使用者側の意見要旨】

使側は、40 円のまま再提示する。

将来的には、県最賃に合わせたいという思いがあるので、それを一番重要視しての提示である。

【労働者側の意見要旨】

1 円引き下げた 43 円を再提示する。

県最賃へ一本化も理解する部分もあるが、いまだ結論を出せない部分もある。他県や他産別との格差是正をしたい。

労使双方から、公益見解を求められ、公益協議の結果、42 円を提示し、労使双方の賛同を得た。

- (2) 全会一致による決議のため、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項適用により、岡山労働局長へ答申された。

6 配付資料

- ・岡山県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書（案）
- ・岡山県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）（案）